

内閣参質一五〇第一七号

平成十三年一月十六日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 井 上 裕 殿

参議院議員清水澄子君提出日本政府が認定した「北朝鮮による拉致の疑いのある事件」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員清水澄子君提出日本政府が認定した「北朝鮮による拉致の疑いのある事件」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のとおりである。

二について

御指摘の失踪者^{そとう}については、捜査当局において、御指摘の元北朝鮮工作員に対する事情聴取を含め、それまでの捜査の結果を総合的かつ慎重に検討した結果、北朝鮮により拉致^らされた疑いがあると判断するに至ったものと承知している。

三について

本事案については、捜査当局において、これまでの捜査の結果を総合的に勘案して、現時点においても、北朝鮮による拉致の疑いがあるものという判断をしていると承知している。

四について

御指摘の李恩恵と称する人物については、捜査当局において、その特徴に酷似する埼玉県出身の日本人

女性を抽出するに至ったため、同人の生年月日を含め、親族からの事情聴取等を行い、その捜査の結果を総合的かつ慎重に検討した結果、当該日本人女性と同一である可能性が極めて高いと判断するに至ったものと承知している。